神戸市紙おむつ支給事業の業務委託　公募要領

１　事業名称

神戸市紙おむつ支給事業業務委託

２　業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

低所得（市民税非課税世帯）の高齢者等を家庭で介護している家族等に対して、紙おむつ等を支給することで、重度要介護高齢者等を抱える家族等の経済的負担を軽減させることを目的とする。

（２）業務内容

・紙おむつ等配達業務
・紙おむつ等に関する使用方法の助言業務
・その他付随する業務
（別紙１「神戸市紙おむつ支給事業業務委託仕様書」のとおり）

（３）事業規模（契約上限額）

市は受託者に対し、実績に応じて所要額を支払う。
本市は、利用者に対し、支給決定月に応じて以下のような限度額を設定する。

①　４～６月　：10万円
②　７～９月　：７万５千円
③　10～12月　：５万円
④　１～３月　：２万５千円

（予算事項のため、2026 年度の限度額を掲載。詳細は 2027 年２月開催予定の事業者説明会以降に提示予定。）

（４）契約期間

2027 年４月１日から 2030 年３月 31 日までの契約を予定。
ただし、受託者が仕様書、契約書その他関係法令等に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。
毎年の事業者評価結果により、神戸市紙おむつ支給事業選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審議を経て、次年度の契約をしないこともある。本契約に係る 2027 年度予算が成立しない場合はこの公募に基づく契約は締結しないことがある。

（５）履行場所

原則は神戸市内全域とする。
ただし、やむを得ない場合は以下①②のいずれかを選択することも可能とする。さらに、以下のいずれかを選択した上で、配達可能な区を追加することも可能とする。その場合の最終的な履行場所については高齢福祉課と調整のうえ決定するものとする。
①東灘区・灘区・中央区・北区・兵庫区
②長田区・須磨区・垂水区・西区
例）①＋長田区・須磨区、②＋兵庫区・北区・中央区

（６）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。（契約金額等については、仕様書中「７．契約金額及び支払い」参照。）

（７）市側から提供する資料、貸与品等
実績報告書様式および受領書等を提供する。

（８）利用者数
2025 年度：2,643 人　2024 年度：2,559 人　2023 年度：2,695 人

３　契約に関する事項

（１）契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）事業者数
神戸市内全域で事業を実施するため、委託契約を締結する事業者数は 15 社程度とする。契約候補者の選定は、本市が開催する選定審査会の審査における評価を基に行う。なお、提案内容及び審査結果により、委託契約を締結する事業者数は変動することがある。

（３）委託料の支払い
３か月ごとに、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

（４）契約内容
別紙２（委託契約書頭書及び委託契約約款）参照

（５）その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

４　応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。
（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項の規定に該当しない。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続を行っていない。
（３）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていない。
（４）暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条」に該当しない。
（５）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていない。
（６）国税（法人税と消費税及地方消費税）と市町村税（法人市民税及び固定資産税）を滞納していない。
（７）本事業を円滑かつ安定して実施できる法人で、次のいずれかに該当する。
①福祉用具の貸与若しくは販売に係る事業又は介護保険法に基づくサービスを提供する事業を、１年以上実施した実績を有すること。
②高齢者、障害者その他日常生活に支援を要する者に対する紙おむつ等の介護用品の選定及び供給について１年以上の実績を有すること。
（８）履行場所に配送拠点がある、または履行場所への具体的な配送方法が確立している。
（９）利用者に介護用品等の使用に関する適切な助言や指導等が実施できるよう、従業員に対する研修を行っている。

(10) 利用者からの相談に応じられる体制を構築し、また相談の実績がある。
(11) 個人情報保護に関する内部規程を定めていること
(12) 2021 年 12 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日までの間に、介護保険法に基づくサービス又は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関して、神戸市長から指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の処分を受けていないこと。

5　スケジュール（予定）

（１）公募開始	2026年11月24日
（２）参加申請・質問受付開始	同年11月24日
（３）参加申請・質問受付締切	同年12月８日
（４）質問に対する回答	同年12月15日
（５）参加資格を認めない旨の通知	同年12月15日まで（参加資格を認めない者のみに通知）
（６）企画提案書等の提出日	同年12月16日～2027年１月６日
（７）選定結果通知	2027年１月下旬
（８）事業者説明会	同年２月中旬
（９）契約締結・事業開始	同年４月１日
(10) 事業終了	2030年３月31日

6　応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付・回答

ア　受付期間

2026 年 11 月 24 日から 2026 年 12 月８日 17 時まで

イ　提出方法

別紙「質問票」に記載し、E メールにより「８ その他 （２）提出先、問い合わせ先」へ提出すること。E メールは、必ず件名に「(法人名) 神戸市紙おむつ支給事業業務委託に関する質問」と明記すること。

ウ　回答方法

受け付けた質問とその回答については、質問者を伏せた上で、2026 年 12 月 15 日を目途に市ホームページ上に公開する。

エ　留意事項

応募に関する質問は、

・公募要領及び仕様書に関する質問
・審査内容に関係しない軽易な質問

のみ受け付け、その他の質問はその手段を問わず受け付けない。

（２）参加申し込み書類の提出

ア　提出書類

① 応募資格確認書・誓約書（様式１）
② 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式２）
③ 参加申込書（様式３）
④ 国税（法人税と消費税及地方消費税）と市町村税（法人市民税及び固定資産税）の各納税証明書（提出日時点で発行日より３か月以内のもの。写しでも可）
※滞納がないことを証明する納税証明書によること
（例）国税は納税証明書その３の３、神戸市税は滞納がないことの証明書
⑤ 直近の決算報告書
⑥ 会社・団体概要（定款、規約等含む）
※準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）の場合、その事実が分かる資料を添付すること

⑦　法人の登記簿謄本又は登記事項全部証明書
⑧　個人情報保護に関する社内規程の写し

イ　提出期間
2026 年 11 月 24 日から 2026 年 12 月８日 17 時まで
ウ　提出方法
Ｅメールにより、本要領５ページ記載の「８　その他　（２）提出先、問い合わせ先」へ提出すること。
本市で受領後、３開庁日以内に受領の連絡を電話または Ｅメールで行う。本市から受領の連絡がない場合には、申請者から本市に電話で問い合わせを行うこと。
なお、送信する文書の容量が 14MB を超える場合は事前に連絡すること。
また、E メールによる提出が困難な場合は、事前に連絡のうえ、電子データを記録した CD-R 又は DVD-R による提出も認める。（その場合は郵送または持参とする。）
エ　提出部数・形式
電子データ一式
※提出書類の電子データは、PDF 形式又は Microsoft Office で閲覧可能な形式（Word 形式又は Excel 形式）とする。

（３）企画提案書類の提出
ア　提出書類
企画提案書（様式４～７－１）
・企画提案書は、Ａ４版とし、様式は様式４～７－１に指定するとおりとする。
・企画提案書の枚数は、10ページ以内とする。
イ　提出期間
2026 年 12 月 16 日から 2027 年１月６日 17 時まで
ウ　提出方法
Ｅメールにより、本要領５ページ記載の「８　その他　（２）提出先、問い合わせ先」へ提出すること。
本市で受領後３開庁日以内に受領の連絡を電話または E メールにて行う。本市から受領の連絡がない場合には、申請者から本市に電話で問い合わせを行うこと。
なお、送信する文書の容量が 14MB を超える場合は事前に連絡すること。
また、E メールによる提出が困難な場合は、事前に連絡のうえ、電子データを記録した CD-R 又は DVD-R による提出も認める。（その場合は郵送または持参とする。）
エ　提出部数・形式
電子データ一式
※企画提案書については、Excel 形式で提出すること。
オ　留意事項
書類提出後、応募を辞退する場合は応募辞退届（様式８）を提出すること。

７　選定に関する事項
（１）評価基準
評価は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
ア　事業の体制　　【50 点】
イ　事業者評価等　【20 点】
ウ　商品設定　　【20 点】
エ　利用者への説明【10 点】

ア　事業の体制	・利用者からの相談・問い合わせへの対応体制、配送エリア・日時等の配送体制、消費者サービス向上への取組状況を総合的に評価。 ・本事業に福祉用具専門相談員等の資格を有する者が従事可能か。	40 点
	・神戸市内の事業者か。 10点：地元企業（市内に本社がある） 5点：準地元企業（市内に本社はないが支店等がある） 0点：市外企業（上記以外）	10 点
イ　事業者評価等	・行政からの福祉サービス事業等の受託実績があるか。 ・本事業を過去に受託していた場合の履行実績。	20 点
ウ　商品設定	・根拠に基づいた適正な価格設定になっているか。	20 点
エ　利用者への説明	・紙おむつ等の使用方法や、本事業の内容について、利用者に適切な案内ができるか。	10 点

（２）選定方法

本企画提案の審査は選定審査会が行い、その意見を受けて契約候補者を選定する。選定審査会の委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定審査会の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

エ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する。また、選定した事業者を市ホームページに掲載する。

８　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

エ　期限後の提出、差し替え等は認めない。

オ　参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

カ　採用された事業者について、2027 年２月に事業者説明会の開催を予定している。
日時・場所など詳細は結果通知に記載する。

（２）提出先、問い合わせ先

〒６５０－８５７０　神戸市中央区加納町６－５－１
神戸市福祉局高齢福祉課　担当：　一ノ宮、元道
電話：０７８－３２２－５２１９
Ｅメール：kobe-kamiomutsu@city.kobe.lg.jp